

バイオマス・ニッポン総合戦略の見直し

平成17年度中にバイオマスの利活用の現状と課題を検証の上、必要に応じて、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを行う。

バイオマス・ニッポン総合戦略 (H14.12 閣議決定)

- ・ 地球温暖化の防止
- ・ 循環型社会の形成
- ・ 新たな戦略的産業の育成
- ・ 農林漁業・農山漁村の活性化

具体的目標(H22年度目途)

- 廃棄物系バイオマス
炭素量換算で80%以上利活用
- 未利用バイオマス
炭素量換算で25%以上利活用
- バイオマスタウンを500程度構築
- バイオマスプラスチックの原料価格を大幅に低減

基本的戦略

- バイオマス利活用推進についての全般的事項
 - ・ 国民的理解の醸成
 - ・ 地域の主体的な取組の推進
- バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略
 - ・ 効率的な収集・輸送システムの構築
- バイオマスの変換に関する戦略
 - ・ 変換効率の高い技術開発
- バイオマスの変換後の利用に関する戦略
 - ・ 利用需要の創出・拡大
 - ・ 農林漁業、農山漁村の活性化

情勢の変化

- 京都議定書発効
- エネルギー長期見通し
(バイオマス利用の大幅増)
- 新しい食料・農業・農村
基本計画
- 欧米バイオマス関連企業
の海外進出

総合戦略の検証・見直し

検証ワーキンググループで
中間論点整理(H17.9)

取り組むべき方向性

- 資源作物・未利用バイオマスの活用
- バイオマス利活用技術開発の推進
- バイオマスタウンの一層の推進
- アジア諸国等海外との連携
- バイオマス利活用推進体制の整備

平成17年度中に総合戦略を見直し

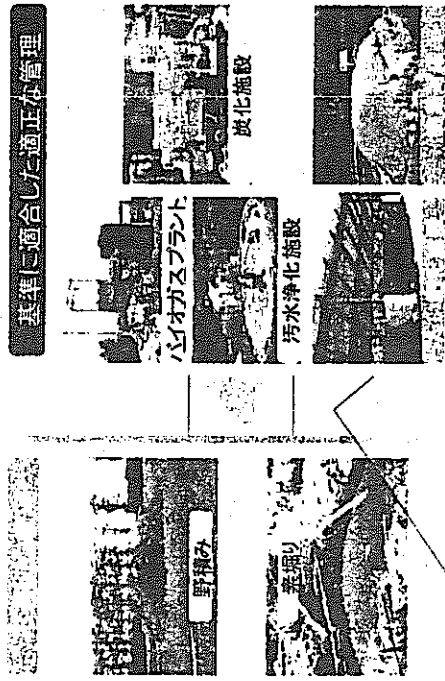
家畜排せつ物法本格施行の取組

法に基づき家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、農地還元を基本として、計画的な家畜排せつ物の利用を促進。

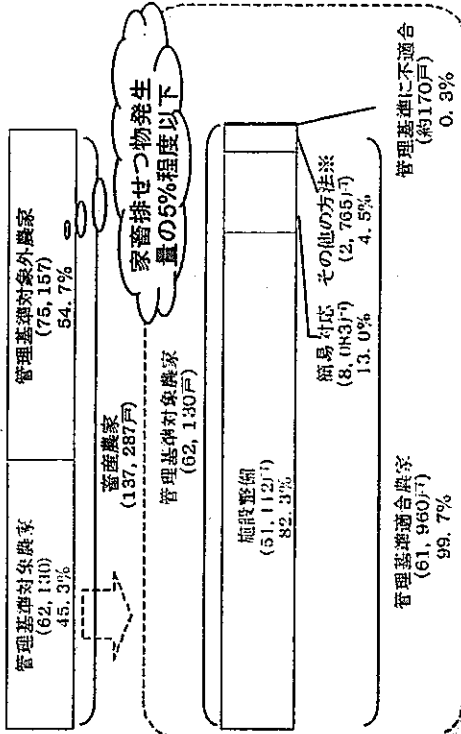
＜主な環境問題との関わり＞



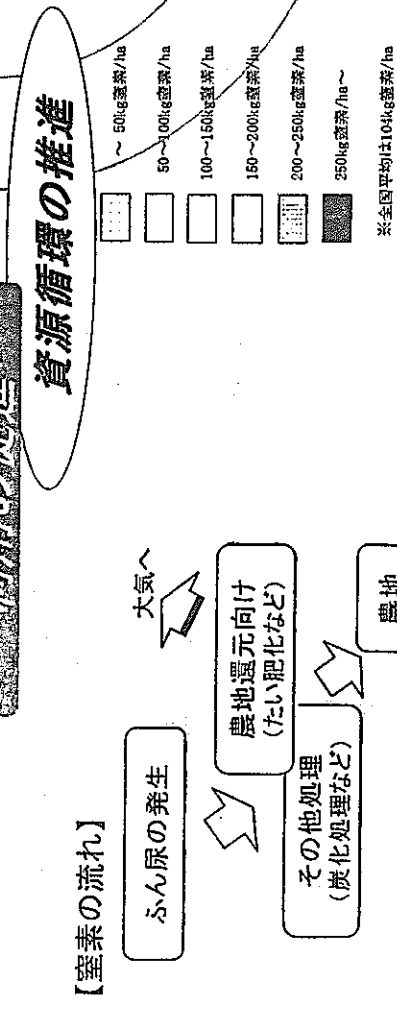
＜野積み・素堀り等不適切な管理の解消＞



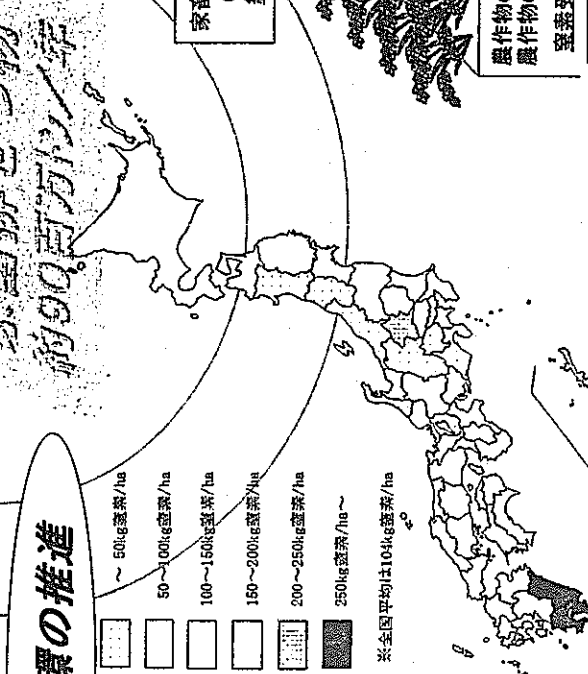
＜家畜排せつ物法の本格施行(H16.11)＞



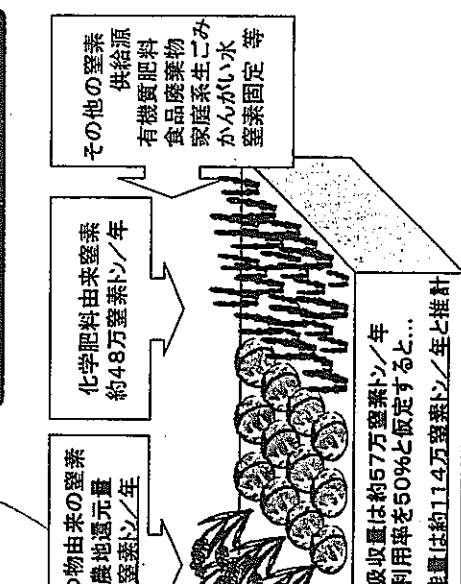
資源循環の推進



環境負荷の低減



管理の適正化



○地域毎の家畜排せつ物の収支を
定量化し適当な利活用方策を検討

＜計画的な利活用の推進＞

＜発生と利用の不均衡＞

＜農地還元を基本とした利用＞

農林水産省における リサイクル関連制度の見直し

関係審議会などでの議論を踏まえ、環境省等とも連携を図りながら、農林水産省におけるリサイクル関連制度の見直しに適切に対応。

容器包装リサイクル法

施行から10年経過後の見直し

- ごみの排出量の増大、最終処分場の逼迫等を背景に家庭等から排出されるごみのうち、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、その排出抑制やリサイクルを促進するために平成7年に制定。
- 法附則に基づき、施行から10年を経過した後、施行状況を踏まえて必要な措置を検討。

○ 環境省の中央環境審議会、経済産業省の産業構造審議会のほか、農林水産省の「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」において議論を重ね、本年6月中旬から7月上旬にかけて、それぞれ中間的に取りまとめるとともに、パブリックコメントを実施。

○ パブリックコメントを踏まえ、両審議会や懇談会を9月中旬から順次再開し、最終取りまとめに向けた審議を実施。

○ 主な論点は、拡大生産者責任の徹底による役割分担。プラスチック製容器包装の再商品化手法の見直し、ただ乗り事業者対策等。

食品リサイクル法

主務大臣が定める基本方針の見直し

- 法施行令において、おおむね5年ごとに、目標年度までの期間について定める旨規定（現行基本方針は平成13年5月公表）。
- 基本方針には、食品関連事業者が取り組む量的目標を記載（現行基本方針では、平成18年度までに食品循環資源の再生利用率を20%に向上させる旨記載）。

平成18年5月に公表から5年を迎える

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会において、食品リサイクルを深く調査・分析するための専門的な小委員会の設置を了承（平成17年8月29日）

近く小委員会を立ち上げ基本方針見直し作業に着手

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

国内の森林によるCO2吸収量3.9%の達成に向け、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を着実に推進。

第1ステップ (H15～H16)

○ 推進体制の整備

H16 対策の評価・見直し

第2ステップ (H17～H19)

○ 第1ステップの進捗状況を踏まえ、必要な追加的対策を含め取組を強化

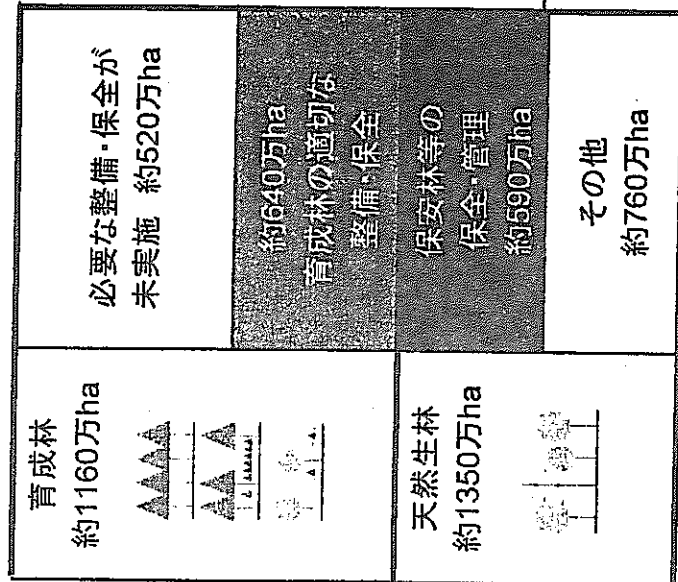
- ・ 多様で健全な森林の整備・保全
- ・ 地域材の実需の拡大と安定的な供給の確保
- ・ 緑の雇用などによる担い手の育成

H19 対策の評価・見直し

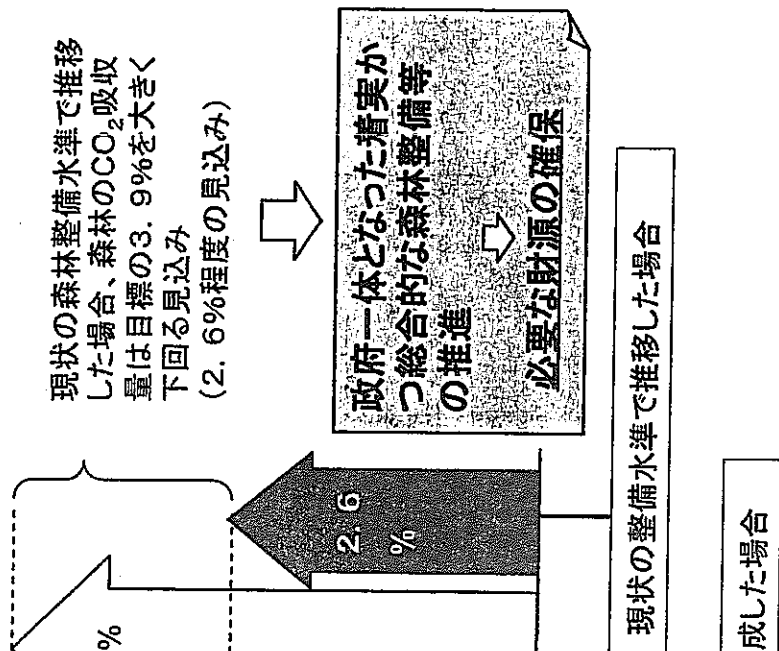
第3ステップ (H20～H24)

3.9%吸収の達成、報告

○ 現状の森林整備水準



○ 第1約束期間(H20～H24)の森林吸収見込量



森林吸収源対策のメリット



森林の整備・保全した分をすぐに吸収量としてカウント(用地確保等が不要)。



森林の整備・保全をすれば、その吸収量は確実にカウント。



森林は成長とともにCO2を持続的に吸収していくため、経済変動の影響を受けることなくカウント。

林業・山村の再生と強い国土づくりによる森林の多面的機能の発揮

森林の有する多面的機能の発揮のため、林業の再生を図りつつ、森林の整備・保全、木材利用の拡大、担い手の確保と山村の再生を強力に推進。

森林・林業の現状

2004年時点では

森林面積：約2500万ha

水土保全林：約16百万ha

森林と人との共生林：約3百万ha

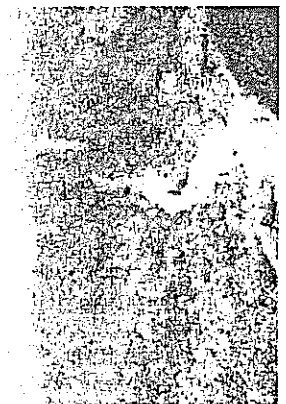
資源の循環利用林：約5百万ha

木材生産量：17百万m³

スギの立木価格：4千円/m³

労働者数：7万人

異常気象の発生
豪雨・台風災害の頻発



森林整備の推進

国土の2割・人工林の8割以上(約800万ha)が生育途上で手入れが必要な状況にあり、森林の有する多面的機能の発揮のため間伐等の森林整備の推進が必要

再投資の促進

林業の再生

人工林資源の活用による森林所有者等の収益向上

山村経済の活性化

担い手の確保・山村の再生

2千人/年規模の新規就労者を確保した「緑の雇用」に引き続く担い手の確保
山村資源の活用による地域経済の活性化

林産物の多様な供給

木材・木質バイオマスの利用の推進

成熟期を迎えつつある人工林等から産出される国産材の利用の推進
木質バイオマスの利用の拡大

国民参加の森林づくり等の推進

「緑の募金」運動等森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成

安全で災害に強い国土づくり

保安林の適切な管理と23万箇所(約23万箇所)の山地災害危険地区等における治山事業の推進
松くい虫、鳥獣による森林被害の拡大防止

森林の多面的機能の持続的発揮

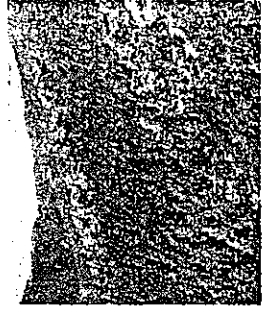
地球温暖化防止

国土保全

水源かん養

自然環境保全

山村地域の再生等



沿岸域における環境・生態系の保全

藻場・干潟の再生を進めるとともに、漁業者等による藻場・干潟の維持管理や海岸・海底ゴミの清掃等の環境・生態系の保全活動の維持・拡大を推進。

藻場・干潟の環境・生態系保全機能

- ① 水質浄化
 - 【藻場】窒素(35.2万トン/年(日本人が排出する窒素の約7割に相当))、リン(4.9万トン/年(同じく約9割に相当))を吸収
 - 【干潟】二枚貝等による海水のろ過(ろ過量は900億m³/年(我が国下水道処理量の約7割に相当))

(注)データはいずれも推計値

- ② 生物多様性の維持
 - ・魚類・植物プランクトン等多様な生物の誕生・生育の場

・日本最大の干潟である有明海で記録された底生動物の種類は1,250種類以上

- ③ 海岸線の保全
 - ・干潟は渡り鳥の成育・中継地
 - ・波浪の抑制や底質の安定による侵食防止効果



【藻場の機能】



【干潟の機能】

水産公共事業による藻場・干潟の再生

漁港漁場整備長期計画(平成14年策定)に基づき、平成18年度までに概ね5,000haの藻場・干潟を再生

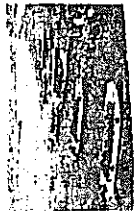
漁業者等による環境・生態系の保全活動

・海浜・海底ゴミの清掃



【海岸清掃】

・藻場・干潟の管理・改善
(ウニ等藻食性動物の移植・駆除
アオサ等被覆生物の回収
海底耕耘等)



【干潟を覆うアオサの回収作業】

・植樹活動 等



【植樹活動】

近年漁業者の高齢化・減少による活動の低下を懸念

藻場・干潟の減少

藻場面積: 高度経済成長期に大幅に減少

207,615ha(1978年)→142,459ha(1998年)

(1978年については、20m以浅、1998年については、10m以浅を調査対象)

干潟面積: 82,621ha(1945年)→49,380ha(1998年)(約4割減)

資料: 自然環境保全基礎調査

第二次環境基本計画見直し意見交換会
経済産業省ヒアリング資料

平成17年10月7日
経済産業省

I 環境政策に対する基本的考え方

- 環境問題は人類の経済活動やエネルギー利用と密接不可分である。今後とも我々が持続可能な発展を遂げていくためには、「環境と経済の両立」を大原則とし、国民各界各層が一体となって挑戦していく必要がある。環境政策を進めるに当たっても、エネルギー政策との総合的な展開を図りつつ、「環境と経済の両立」の原則に即して対応する必要がある。
- 環境対応を市場経済の中にビルトインし、新たな価値創造につなげることで環境と経済の両立が図られることとなるため、そのような取組を拡大することが重要である。経済活動の主要な担い手である企業等が、事業活動全般について環境配慮を組み込み、その活動を積極的に展開することが、環境対応を通じた新たな価値創造となる。企業等のこうした取組を促進することが必要である。
- 環境問題の究極的な解決のためには、革新的技術によるブレークスルーが不可欠であり、中長期的な観点から技術開発を推進していくことが必要である。
- 「世界に冠たる環境先進国」として、我が国の有する経験・技術を広く世界に移転・普及し、地球規模での環境問題の解決に貢献することが重要である。このための国際協力を積極的に展開すべきである。

II 第二次環境基本計画策定後に講じた環境関連施策

1. 地球温暖化対策

(1) 省エネルギー対策の推進

産業、民生、運輸各部門におけるエネルギー消費の実情を踏まえ、規制、助成等の施策を随時見直しつつ、省エネルギー対策を推進している。

平成14年6月にエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部改正法が成立し(15年4月施行)、従来、製造業等の大規模エネルギー消費工場・事業場を対象とする規制措置を、大規模オフィスビル等の業務部門にまで適用拡大する等の措置を講じた。また、平成17年8月には、運輸部門に係る措置の新設等を柱とする省エネ法改正法が成立し、平成18年4月から施行されることとなっている。

また、産業部門における省エネルギー対策を推進するため、事業者による省エネルギー効果の高い設備投資に対する助成を拡充してきた。運輸部門に関しては、ト